

# 神戸市地域活動事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、幼保連携型認定こども園及び民間保育所（以下「認定こども園等」という。）が、多様化する保育需要により積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、認定こども園等の専門的機能を地域住民のために活用し、児童の福祉の向上を図ることを目的に必要な事項を定めるものとする。

## (事業の内容)

第2条 この事業の内容は、別表に定める地域活動事業とする。

2 認定こども園等は、別表の1から6までの地域活動事業を実施しようとする場合は、年間最低4回以上実施するものとする。

## (補助)

第3条 市長は、認定こども園等に対し、事業の円滑な実施のため、別に定めるところにより、補助を行うものとする。

## (費用)

第4条 事業に関して必要な場合は、参加者から実費の負担を求めることができる。

## (施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業についての必要な事項は、主管局長が定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

事業名	内 容
1 老人福祉施設訪問等 世代間交流事業	老人福祉施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作等を通じて世代間のふれあい活動を行う。
2 地域における異年齢 児交流事業	在園児と地域の児童とが地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、異年齢児との交流を行う。
3 保護者等への育児講 座	在園児の保護者及び地域の乳幼児をもつ保護者等に対し、認定こども園等を拠点として育児講座を開催する。
4 郷土文化伝承活動	郷土の踊り、音楽、手作り玩具、焼物、伝承遊び等について専門講師から指導を受ける。
5 退園児童との交流	退園した児童を認定こども等に招き、社会性を養う観点から交流事業を行う。
6 地域の特性に応じた 保育需要への対応	地域の保育需要に対応するため、地域の実状に応じた活動をしている認定こども園等について市長が特に必要と認めたもの。